

日常生活支援総合事業
第 1 号訪問事業（訪問介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）①

_____（以下 利用者）に対するサービスの提供開始にあたり，当事業者があなたに説明すべき重要事項は，次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
主たる事務所の所在地	〒738-0031 広島県廿日市市原10362番地の2
代表者（職名・氏名）	理事長 西嶋 佳弘
設 立 年 月 日	1967(昭和42)年 3月28日
電 話 番 号	0829-38-0011

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所かりん	
サ ー ビ ス の 種 類	第 1 号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒733-0025 広島県広島市西区小河内町1丁目13番3号	
電 話 番 号	082-232-4274	
指定年月日・事業所番号	2017年 4月 1日指定	3470201959
管 理 者 の 氏 名	神垣 栄	
通常の事業の実施地域	広島市 西区・中区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が，その有する能力に応じ，可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう，生活の質の確保及び向上を図るとともに，安心して日常生活を過ごすことができるよう，訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は，利用者及びその家族の心身の状況や家庭環境等を踏まえ，介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき，関係する市町村や事業者，地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら，利用者が要支援状態となることの予防，要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため，適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 但し、5月3日～5日、お盆（8月14日～8月15日）、年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	勤務の形態・人数
サービス提供責任者	常勤兼務 1名
訪問介護員等	常勤兼務 1名 、 非常勤 6名以上

7. 管理者及びサービス提供責任

事業所の管理者及びサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点や要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	神垣 栄
サービス提供責任者	沖 千代子

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護相当サービス利用料 … 基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分】

訪問介護サービス（身体介護及び生活援助）

区 分	基本単位 (1月あたり)	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
週1回程度のサービス が必要な場合	1,176単位	12,583円	1,259円	2,517円	3,775円
週2回程度のサービス が必要な場合	2,349単位	25,134円	2,514円	5,027円	7,540円
週2回を超える程度の サービスが必要な場合 (要支援2のみ)	3,727単位	39,878円	3,988円	7,976円	11,964円

上記は、広島市が定める単価（単位）から一月当たりの金額と負担額を算出しています。なお、制度改正により単価の改定が行われた場合は、広島市が定める額に準じます。

月途中の契約及び解除に該当する場合、日割りで算定する。

- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。

※サービス算定対象期間

月途中契約の場合…起算日(契約日)から月末までの期間。

月途中解約の場合…月初から起算日(契約解除の翌日)までの期間。

【加 算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位	基本利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者に対してサービスを提供した場合 (1回/月)	200 単位	2,140 円	214 円	428 円	642 円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰロ ※	当該加算の算定要件を 満たす場合(月/1回)	上記基本部分の 28.7%				

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 上記料金は地域単価5級地(10.7円)を乗じたおおよその額となります。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合	上記基本部分の90%
サービス提供責任者体制の減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	上記基本部分の70%

(2) その他の費用

通常の事業の実施地域外への訪問	通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対してサービスを行う場合は、通常の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり20円を実費としていただきます。
通院・外出介助における交通費	実費を請求いたします。
サービス提供に必要な居宅の水道・ガス・電気代等	利用者の別途負担となります。

(3) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、毎月15日までに、サービスの提供日、前月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行しお渡し致します。

基本的にゆうちょ銀行での口座引落をお願いしています。相談のうえ口座引落が困難な方につきましては、下記に記載している現金払いも可能です。

支払方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）に、ゆうちょ銀行指定口座より引き落としとなります。 残高不足で引き落としできない場合は、末日に再引き落としとなります。 申し込みお手続きにゆうちょ銀行の通帳と印鑑とが必要となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直後の営業日）までに、現金でお支払いください。

8. 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 神垣 栄
従業員への研修	従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
虐待等が発生した場合の対処方法	サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 秘密の保持と個人情報について

- （1）事業者は、利用者又はその家族の個人情報について個人情報の適切な取扱いに努めるものとします。
- （2）事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- （3）また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- （4）事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員と契約を交わします。

10. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏 名 所 在 地 電話番号	— —
緊急連絡先 1 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	() — —
緊急連絡先 2 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	() — —

11. 事故発生時の対応

- （1）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び広島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力に寄る場合を除き、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者または利用者家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- (3) 事業所は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

1 2. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	082-232-4274
	相談担当者	管理者 神垣 栄
	面接場所	当事業所の相談室
	苦情受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	広島県国民健康保険団体連合会	電話 082-554-0783
	広島市役所介護保険課	電話 082-504-2183
	西区福祉課高齢介護係	電話 082-294-6585

- (3) 苦情解決に客観性を確保するため、第三者委員に委嘱しています。苦情解決の結果は、必ず第三者委員に報告し、個人情報に関するものを除いて、報告書に記載し公表することになっています。

第3者委員	電話番号 (090)4102-7614 委員名 矢野 真弓
-------	----------------------------------

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
 - ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
 - ⑤ 利用者宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 4. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒738-0031 広島県廿日市市原 10362 番地の 2
	事業者（法人）名	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
	代表者職・氏名	理事長 西嶋 佳弘 ㊞

事業所	所在地	〒733-0025 広島市西区小河内町 1 丁目 13 番 3 号
	事業所（名称）名	訪問介護事業所かりん
	代表者職・氏名	管理者 神垣 栄 ㊞

説明者職・氏名	㊞又は自署
---------	-------

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	㊞又は自署

署名代行者（又は法定代理人）	
	住所
	本人との続柄
	氏名
	㊞又は自署

立会人	住所	
	氏名	㊞又は自署